

八、作業不能ト認メタルモニテハ共済金四十未十全
日率全額トン支給スベシ成認ス

九、請負制度ニテ現ニ適用セラレソーフトモニ一月全額成認ス

〇、会社側ニ於テ直営ト認ナリニシテ月給制度二十六半

旨成認ス

三、解雇手當ト直接于保アヘニ年未ル十七回各スニ前

二、(未ル十五回同前)元上

(以上)

三(三)

手當規定

- 一、當会社、都合ニ依リ退職ニタルニ貰エ計レテハ解雇手當
ノ支給ス解雇手当ハ左ノ如シ
- 一、勤続六ヶ月未満三十日分
- 一、"一年未満四十日分
- 一、"二年以上五年未満(一ヶ月毎ニ一日半シ約束ス)
- 一、"五年以上十年未満(一ヶ月毎ニ二日分シ増大)
- 一、"十年以上十五年未満(一ヶ月毎ニ二日半分ヲ増大)
- 一、"十五年以上(一ヶ月毎ニ四日ヲ増ス)
- 在勤中特ニ勤怠ナリト認メタル者ニ付シテ一特制手当ヲ支給ス
ルコトアルベシ 但シ右手当金ハ予告手当日給十四日ト合ム
工員ハ自己ノ都合ニ依リ退職スニ場合ハ左ノ手当ヲ支給スルコト
アルベシ
- 一、勤続五年以上十年未満 解雇手当ノ三割
- 一、勤続十年以上 解雇手当ノ五割